

8月1日から保険証（被保険者証）を更新します

後期高齢者医療制度の保険証（後期高齢者医療被保険者証）は、市内に住所を有する75歳以上の方と、65歳から74歳までで一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入された方に交付されます。

現在の保険証の有効期限は、7月31日(日)となっています。8月1日(月)からは、7月中にお送りする新しい保険証をご使用ください。なお、新しい保険証は、現在の薄い紫色から**薄い青色に変わります**。

●平成23年度の保険料額が決定しました

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療制度の被保険者になられた方に対して、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します。

保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

●保険料の軽減措置について

①均等割額の軽減

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の平成22年中の総所得金額などの合計額
9割軽減	33万円(基礎控除額)以下の世帯 被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)
8.5割軽減	33万円(基礎控除額)以下の世帯
5割軽減	[33万円(基礎控除額)+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)]以下の世帯
2割軽減	33万円(基礎控除額)+35万円×世帯の被保険者数]以下の世帯

■問い合わせ 市民課保険年金係 (内線135・136)

②所得割額の軽減

所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額などが58万円以下の方は、所得割額を一律5割軽減します。

③被用者保険（健康保険や共済など）の被扶養者であった方

被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減されます。

●保険料の支払いが難しいとき

失業や災害などで保険料の支払いが困難な場合は、お早めに市民課保険年金係にご相談ください。

●保険料のお支払いを年金から口座振り替えに変更できます

保険料を口座振り替えでの支払いに変更することができます。口座振り替えによる支払いをご希望の方は、市民課保険年金係に問い合わせください。

1年に1度は健診を受けましょう

病気を早期に発見し、重症化を予防するため、1年に1度は健診を受けて健康管理をしましょう。なお、人間ドックときふ・すこやか健診の両方を受診することはできません。

●人間ドック

申し込み方法

7月中旬に送付する、後期高齢者医療保険料の決定通知書に申込書を同封します。申込書に必要事項を記入の上、市民課へ郵送するか、同課または各支所窓口へ提出してください。

申込者が多数の場合は抽選により決定し、10月中旬にはがきでお知らせします。

※電話での申し込みはできません。

申込期限 9月30日(金)

受診の場所と時期

市立総合病院で、12月～翌年3月までに受診していただきます。受診日は決定後、同病院から連絡します。

■問い合わせ 市民課保険年金係 (内線132・133)

区分	半日ドッグ		脳ドッグ	肺がんドッグ
定員	女性検査(子宮・乳がん)		90人	5人
	なし	あり		
	40人	15人		
健診料	31,500円	37,280円	37,900円	29,810円
自己負担額	15,750円	18,640円	18,950円	14,900円

●きふ・すこやか健診

7月中旬に送付する後期高齢者医療保険料の決定通知書に申込書を同封します。申込者には9月に受診券を送付します。自己負担額500円で受診できますので、こちらを希望する方は、8月19日(金)までに申し込みください。